

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、財務諸表に対する注記「2基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」及び「3基本財産及び特定資産の財源等の内訳」に記載しているため、ここでの記載を省略しています。

2 引当金の明細

該当事項はありません。